3　補正後概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　第九条第三項第一号に掲げる額

二　前条第三項第三号に掲げる額

三　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　前条第三項第四号イに掲げる額

ロ　各被用者保険等保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

**第五条の二の六**　平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、附則第五条の二の十一第一項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た率とする。

2　平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率見込値は、第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年度における加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（補正後前期高齢者加入見込率の算定方法）

**第五条の二の七**　附則第五条の二の五第二項に規定する補正後前期高齢者加入見込率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第五の二の十三第一項に規定する補正後加入者見込数で除して得た率とする。

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数に、平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

ロ　法附則第十三条の六第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

（平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法）

**第五条の二の八**　第十五条の規定にかかわらず、附則第五条の二の四及び第五条の二の六の規定は、平成二十八年度における法第三十五条第四項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 附則第五条の二の四第一項 | 第九条 | 第十五条において読み替えて準用する第九条 |
| | 粗概算加入者調整率 | 粗確定加入者調整率 |
| | 概算補正係数 | 確定補正係数 |
| 附則第五条の二の四第二項 | 粗概算加入者調整率 | 粗確定加入者調整率 |
| | 附則第五条の二の六 | 附則第五条の二の八において読み替えて準用する附則第五条の二の六 |
| | 全保険者平均前期高齢者加入率見込値 | 全保険者平均前期高齢者加入率 |
| | 保険者別前期高齢者加入率見込値 | 保険者別前期高齢者加入率 |
| 附則第五条の二の四第三項 | 概算補正係数 | 確定補正係数 |
| 附則第五条の二の四第三項第一号 | 調整対象給付費見込額 | 調整対象給付費額 |
| | 前期高齢者給付費見込額 | 前期高齢者給付費額 |
| | 調整対象外給付費見込額 | 調整対象外給付費額 |
| | 法第三十四条第一項第二号 | 法第三十五条第一項第二号 |
| | 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 | 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 |
| 附則第五条の二の四第三項第二号 | 調整対象給付費見込額 | 調整対象給付費額 |
| | 前期高齢者給付費見込額 | 前期高齢者給付費額 |
| | 調整対象外給付費見込額 | 調整対象外給付費額 |
| | 第三十七条 | 第三十九条 |
| | 保険納付対象額の見込額 | 保険納付対象額 |
| | 加入者見込総数 | 加入者総数 |
| | 加入者見込数 | 加入者数 |
| | 加入者割後期高齢者支援金の概算額 | 加入者割後期高齢者支援金の確定額 |
| 附則第五条の二の四第三項第三号 | 調整対象給付費見込額 | 調整対象給付費額 |
| | 粗概算加入者調整率 | 粗確定加入者調整率 |
| | 法第三十四条第一項第二号 | 法第三十五条第一項第二号 |
| | 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 | 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 |
| 附則第五条の二の四第三項第四号 | 調整対象給付費見込額 | 調整対象給付費額 |
| | 粗概算加入者調整率 | 粗確定加入者調整率 |
| | 加入者割後期高齢者支援金の概算額 | 加入者割後期高齢者支援金の確定額 |